

サブリース解除無効 住宅管理会社を訴え

アパート所有男性

不動産会社などが賃貸物件を所有者からまるごと借り上げ、入居者に転貸するサブリース契約で、兵庫県姫路市でアパートを所有する男性(74)が25日、契約を一方的に解除されたのは無効として、大手賃貸住宅管理会社(東京)に賃料など約6300万円の支払いを

求め、大阪地裁に提訴した。

裁判外紛争解決手続き(ADR)を手がける日本不動産仲裁機構(東京)によると、サブリース契約の解約や賃料を巡るトラブルは2011年頃から増え、多い年には100件近く相談が寄せられるという。

男性側の弁護士は26日午前10時〜午後3時、無料電話相談「不動産サブリース被害110番」(06・6311・3650)を実施する。